

平成 21 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 応用技術株式会社
代 表 者 代表取締役社長 谷 澤 寿 一
(JASDAQ・コード4356)
問 合 せ 先 常務取締役コーポレート推進本部長 前 原 夏 樹
電 話 番 号 06-6373-0440 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月27日開催の取締役会において、平成21年3月26日開催予定の第26期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第 7 条（株式の発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げ及びその他の条文の整備並びに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款一部変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 26 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 26 日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2</u> 当社は、1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載又は記録しない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条～第12条 (記載省略) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第14条～第37条 (記載省略) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第9条～第11条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第13条～第36条 (現行どおり) (附則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>